

令和4年6月9日

各文部科学大臣所轄  
宗教法人代表役員 殿

文化庁宗務課長

マイナンバーカードの取得、  
健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進並びに  
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について  
(依頼)

貴法人におかれましては、平素から宗務行政に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。  
マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進についてご協力いただいているところですが、この度、公金受取口座登録の開始をはじめマイナンバーカードのメリットがさらに拡大することとなりましたので、ぜひ次のメリットを職員等にご周知いただくとともに、更なる取得促進、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. マイナンバーカードのメリット拡大について

① マイナポイント第2弾が開始しています。

マイナポイント第2弾では、次のとおり最大20,000円相当のマイナポイントがもらえます。

- ア マイナンバーカードを新規に取得した方等に対し、最大5,000円相当のポイント<sup>※1,2</sup>
- イ 健康保険証としての利用申込を行った方に対し、7,500円相当のポイント
- ウ 公金受取口座の登録を行った方に対し、7,500円相当のポイント

アは令和4年1月1日から既にポイントの申込・付与が開始しています。イ及びウについては、令和4年6月30日からポイントの申込・付与が開始予定です。なお、マイナポイント第2弾については、令和4年9月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象です。

6月30日に開始予定のイ及びウについては、既に健康保険証としての利用申込をされている方、公金受取口座を登録済の方も対象です。

最新の情報は、「マイナポイント事業」HP<sup>※3</sup>をご覧ください。

※1 マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。

※2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。

※3 「マイナポイント事業」(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)



② 公金受取口座登録制度が始まりました。

公金受取口座登録制度<sup>※4</sup>は、国民の皆様一人一口座、給付金等の受取のための口座を、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

これにより年金、児童手当など、今後の給付金などの申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき緊急時の給付金

などを迅速に受け取ることができます。

この公金受取口座については、令和4年3月28日からマイナポータルで登録<sup>※5</sup>が出来るようになっていきます。

※4 公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP をご確認ください。

デジタル庁 HP「公金受取口座登録制度」

([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/))

※5 口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではありません。別途申請などが必要になります。



【よくある質問】

Q1 公金受取口座登録制度について（総論）

([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration\\_faq\\_01/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_01/))

Q2 公金受取口座の登録について

([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration\\_faq\\_02/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_02/))

Q3 所得税の確定申告手続きにおける登録について

([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration\\_faq\\_03/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_03/))



③ 健康保険証として使えます。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をする  
と、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にと  
ってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係  
る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP<sup>※6</sup> で公開しております。

※6 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html))



④ 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます。

マイナポータル<sup>※7</sup>で、自分の薬剤情報や特定健診情報等<sup>※8</sup>の閲覧が可能となり、自身  
の健康管理に役立てることが可能となりました。また、医療費通知情報も閲覧でき、医  
療費控除の申告手続きが簡素化されます。

※7 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(<https://myna.go.jp/>)

※8 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以

降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。



⑤ 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できます。

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプ  
リから申請・取得し、表示可能となりました。接種証明書（電子版）の申請には、マイ  
ナンバーカードが必要となります。

【詳細はこちらから】

デジタル庁 HP：新型コロナワクチン接種証明書アプリ

(<https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert>)

【ダウンロードはこちらから】

App Store：「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」(apple.com)

(<https://apps.apple.com/jp/app/id1593815264>)

Google Play：新型コロナワクチン接種証明書アプリ



## 2. 貴法人の職員等への要請・周知について

貴法人におかれましては、下記の要領で、職員等に対して、マイナンバーカードの積極的な取得、健康保険証の利用申込及び公金受取口座登録の促進について要請していただきますとともに、別添のメリット一覧チラシ等について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

なお、カード未取得者に対して、令和3年3月までに二次元バーコード付きのカード交付申請書が送付されており、二次元バーコードを用いたオンライン申請を推奨しております。

### (1) 出張申請について

貴法人において、マイナンバーカードの取得促進に効果的な出張申請受付等（市区町村の職員が会社等に赴く方式）の積極的受入れに取り組みられるようご検討のほどよろしくお願いたします。出張申請受付等については、市区町村のマイナンバーカード担当課にご相談ください。

### (2) 関連資料の送付

以下の関連資料を職員等にご提供いただき、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用の申込促進並びに公金受取口座登録の促進にご活用下さい。

併せて「従業員に対するマイナンバーカード申請支援のお願い」をご用意しております。出張申請受付の受け入れが難しい場合等でも、貴法人において、職員の方に対するカードの申請支援を行っていただけるようご案内しております。

- ・資料「従業員に対するマイナンバーカード申請支援のお願い」
- ・メリット一覧チラシ「こ～んなに便利！マイナンバーカード」
- ・チラシ「マイナポイント申込の際の注意点」A4版
- ・リーフレット「公金受取口座登録制度ってなんだろう？」A3版及びA4版（令和4年3月作成）
- ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A3版及びA4版（令和3年10月改訂）
- ・チラシ「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！」

一部リーフレット及びチラシにつきましては、デジタル庁HPにも掲載しておりますので、ぜひダウンロードの上、メールでのご周知やイントラネットへの掲載にご利用ください。

「デジタル庁」HP

ホーム>政策>マイナンバー(個人番号)制度>関連情報>広報資料(リーフレット、障害者の方向け資料等)

[https://www.digital.go.jp/policies/mynumber\\_resources/](https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/)

また、事例集「業界団体・個社等における取組事例集」もお送りしますので、貴法人におけるマイナンバーカードの取得促進の取組の参考としていただけますと幸いです。

【本件に係る問合せ先】

文化庁宗務課

電話：03-5253-4111（内線）3038

E-mail：shuhoujin@mext.go.jp